

「ガバナンス強化のための取組み事例の収集、公表」について

1. 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》
～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（平成 26 年 2 月 26 日）

14. 本検討会は、本コードの受入れ状況を可視化するため、本コードを受け入れる機関投資家に対して、
- ・「コードを受け入れる旨」（受入れ表明）及びスチュワードシップ責任を果たすための方針など「コードの各原則に基づく公表項目」（実施しない原則がある場合には、その理由説明を含む）を自らのウェブサイトで公表すること
 - ・当該公表項目について、毎年、見直し・更新を行うこと
 - ・当該公表を行ったウェブサイトのアドレス（URL）を金融庁に通知することを期待する。
- また、本検討会は、当該通知を受けた金融庁に対して、当該公表を行った機関投資家について、一覧性のある形で公表を行うことを期待する。

2. 資産運用等に関するワーキング・グループ報告書における提言

- ② 投資信託委託会社が投資信託のガバナンス強化のための取組みとして行っている事例（例えば、独立取締役やアドバイザー・ボード、ファンド監視監督委員会等）を収集し、これを公表する。

3. 対応案

- ・ 投資信託委託会社が投資信託のガバナンス強化のために行う取組み（独立取締役やアドバイザー・ボード、ファンド監視監督委員会等の設置、それに関わる事項等）については、自社ウェブサイトで積極的に公表する。
各社はこの関係の取組みについて、掲載箇所を極力一か所にまとめることとする。
- ・ 当該公表を行ったウェブサイトのアドレス（URL）を協会に通知する。
- ・ 当該通知を受けた協会は、当該公表を行った投資信託委託会社について、一覧性のある形で公表を行う。